

# 2022年法廷通訳の仕事に関する調査：2012年・2017年 の調査結果との比較

坂巻 静佳・高畑 幸・森 直香

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）  
第22巻第2号（2024年3月）抜刷

## 【論文】

## 2022年法廷通訳の仕事に関する調査：2012年・2017年の調査結果との比較

坂巻 静佳・高畑 幸・森 直香

## 1 はじめに（森）

1980年代後半に日本が実際上外国人労働者の受入れ国へ転じて以来、在留外国人の数は増加し続けてきた。2020年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一時的に減少したものの、在留外国人数は2022年末時点では307万5,213人で、前年と比べ31万4,578人（11.4%）増となっている（出入国在留管理庁2023: 21）。また、インバウンド獲得の目的で2003年にビジット・ジャパン事業が開始されたことにより、日本を訪れる外国人観光客も増加し、2019年の訪日外国人数は3,188万2,049人となった。いわゆるコロナ禍により2021年には24万5,862人まで減じたものの、その後回復し、2023年は10月時点で前年度を大きく上回る1,989万1,100人を記録している（JNTO 2023）。このように、長期・短期ともに日本に滞在する外国人が増加するなか、日本語を解さない被告人や証人が法廷に立つ機会も増えている。2021年を例にとると、全国の裁判所で通訳人が付いた被告人は4,126人で約12人に1人の割合となり、また用いられた言語は34言語であった（最高裁判所事務総局刑事局2023: 1）。

しかしながら、法廷通訳を担うことのできる人材（法廷通訳人）は減少し続けている。裁判所は全国の通訳人候補者の情報をとりまとめた通訳人候補者名簿から法廷通訳を任命し、この名簿に記載された通訳人の数は2012年には4,067人であったが、2022年4月時点では3,321人まで減じている（最高裁判所事務総局刑事局2013: 1; 最高裁判所事務総局刑事局2023: 1）。

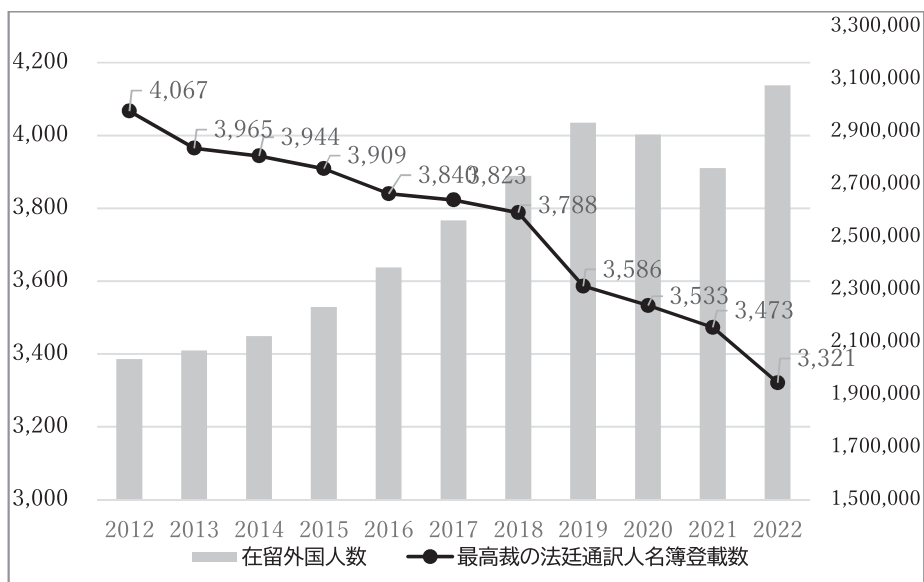


図1 在留外国人数と最高裁の法廷人通訳人名簿登載数の推移(2012～2022年)

法廷において日本語を十分に解さない者が通訳人を利用することは、市民的及び政治的権利に関する国際規約14条3項および2条1項がその保障を国に義務づけたすべての者の権利であり、また日本法上も刑事訴訟法175条で認められている。通訳の援助を受ける権利は、被疑者・被告人の防御権を保障し、公正な裁判、ひいては司法の適正な運営を確保するために認められてきた(坂巻2016: 269-271)。この権利を保障することは日本にとって国際法上および国内法上の義務であるが、現在のような法廷通訳人の減少傾向が続けばその義務の履行は容易ではなくなり、司法の適正な運営を確保することができなくなるおそれがある。

静岡県立大学法廷通訳研究会は、法廷通訳人の減少の背景には業務の負担の重さがあると考えた。そこで、法廷通訳人が感じる負担を明らかにし、その改善に向けた提案をすることを目的に、法廷通訳経験者を対象に調査を行った。具体的には2012年および2017年には質問紙調査を、2022年に質問紙調査およびグループインタビューを実施した。2012年および2017年の調査結果についてはすでに論文として公表済みである(森・水野・高畑・坂巻2018)。本稿では直近の2022年の調査結果をもとに、2012年・2017年の調査結果と比較しつつ、法廷通訳人の現在の就労実態とその問題点を明らかにすることを旨とする。

## 2 調査概要（坂巻）

本調査の主体は、「静岡県立大学法廷通訳研究会」である。その構成員は、高畑幸（静岡県立大学国際関係学部教授・社会学、法廷通訳人）、坂巻静佳（同准教授・国際法）、森直香（同准教授・スペイン文学、スペイン語教育）および水野かほる（同教授・日本語教育）（役職はいずれも2022年調査時）であり、高畑が質問紙調査を、全員でインタビュー調査を担当した。

本調査の目的は、「法廷通訳者が感じる負担は何か、それを軽減するためにはどのような制度的配慮が必要なのかを明らかにし、その改善に向けた提案をすること」である。

質問紙調査の対象は「日本国内で法廷通訳の経験がある方」である。調査方法はオンラインで回答できる調査票（Googleフォーム）を使用した（2012年は紙の調査票も併用）。調査言語は日本語のみである。サンプリングは機縁法を採用した。回答の呼びかけは、オンラインの調査票を協力依頼文書とともに関係各方面に電子メールで送信して実施した。調査時期は、2012年調査は2012年12月から2013年1月、2017年調査は2017年2月から4月、ならびに、2022年調査は2022年2月20日から3月10日および2022年7月1日から7月23日である。回答数は、2012年は101票、2017年は55票、2022年は39票で、いずれも有効回答であった。なお、2012年の回答者のうち37名が2017年にも、また2012年または2017年の回答者のうち26名が2022年にも御回答くださった。

2022年に実施したグループインタビュー調査の対象は、2022年の質問紙調査の回答者のうち、メールでの呼びかけに応じて当該調査を承諾した12名である。オンライン（Zoomを使用）で、静岡県立大学法廷通訳研究会の構成員が司会となり、座談会形式で実施した。調査時期および参加者数（同研究会構成員を除く）は、2022年9月8日に4名、9月16日に5名、9月17日に3名である。

いずれの調査結果も「2022法廷通訳の仕事に関する調査報告書」としてまとめ、2023年4月に公表した（高畑・坂巻・森・水野2023）。

## 3 2022年の質問紙調査結果（坂巻）

### 3.1 回答者の属性

#### 3.1.1 属性・学歴・居住地・世帯構成等

回答者の性別は、2012年および2017年の調査と同じく、女性が過半数を占めた。2012年調査の回答者（当該設問の有効回答数は100（以下N=100と略す））は、女性62人（62.0%（小数点第二位を四捨五入。以下同じ））、男性38人（38.0%）、2017年調査の回答者（N=54）は、女性は34人（63.0%）、男性は20人（37.0%）であった。2022年

調査の回答者の性別 (N=39) も、女性が28人 (71.8%)、男性9人 (23.1%) と、女性が7割を占めている。

回答者の年齢は、2012年および2017年の調査の時よりも高年齢化した。2012年の調査 (N=101) では41~50歳が45人 (44.6%) で最も多かったが、2017年には51~60歳が20人 (36.4%) で最多となった。そして2022年の調査では、30歳以下が0名 (0.0%)、31~40歳が6名 (15.4%)、41~50歳が5名 (12.8%)、51~60歳が20人 (51.3%)、61歳以上が8名 (20.5%) と、50代が半数を占めた。

回答者の学歴 (N=39) は、①大学卒業以上 (大学院等) (教育年数17年以上) が最多で23人 (59.0%)、次いで②大学卒業 (教育年数16年) 13人 (33.3%)、③短大・専門学校卒業 (教育年数14年) 3人 (7.7%) となっており、2012年・2017年調査から大きく変わらない。

回答者の居住地 (N=39) は、①首都圏が最多で13人 (33.3%)、次いで②近畿地方12人 (30.8%)、③東海地方5人 (12.8%) と続く。担当事件の管轄高裁 (複数回答可) も、①東京高裁管内が最多で23人 (59.0%)、次いで②大阪高裁管内12人 (30.8%)、③名古屋高裁管内8人 (20.5%) となっている。この傾向も2012年・2017年から相違ない。外国人人口の多い大都市圏の裁判所の方が要通訳事件数も必然的に多く、当該地域に居住する法廷通訳人の方が事件を受任する機会が多いと考えられる。

世帯構成 (N=39) は、2012年・2017年と同様に、ひとり暮らしおよび自分と配偶者の二人暮らしがそれぞれ10人 (25.6%) で最多であった。家計の主な担い手か否かについても (N=38)、2012年・2017年から大きな相違はなく、①主な担い手との回答が19人 (50.0%) で最多で、次いで②共働きで双方同じくらいの収入との回答が10人 (26.3%)、③回答者の収入は補助的との回答が9人 (23.7%) であった。回答者の主な収入源 (N=38) は、①語学学校や大学での常勤教員職 が最多で9人 (23.1%)、次いで②司法通訳・翻訳と②司法以外の分野の通訳・翻訳が同数でそれぞれ7人 (17.4%) であった。2012年調査では (N=98)、主な収入源は多い順に、①司法以外の通訳・翻訳27人 (27.6%)、②司法通訳・翻訳24人 (24.5%)、③語学学校や大学での非常勤講師と③同常勤職員が同数で並びそれぞれ12人 (12.2%)、2017年調査 (N=54) では、①司法以外の翻訳・通訳が最多で20人 (37.0%)、次いで②語学学校や大学での非常勤職員11人 (20%)、③同常勤職員9人 (16.7%)、④司法通訳・翻訳8人 (14.8%) であった。司法通訳・翻訳を主な収入源とする2022年の回答者数の割合は、2012年と比べ減少した2017年並みの数にとどまっており、引き続き司法通訳・翻訳が副業としてしか成立しない状況が継続していることがうかがわれる。

以上により、調査票の回答者の7割が女性、50代が半数をしめ、首都圏・近畿地方・東海地方の都市部居住者が多いとまとめられる。学歴は大学院卒が6割以上と高学歴の者が多い。回答者の半数が家計の主な担い手となっているが、司法通訳・翻訳を主な収入源とするものは2割未満であり、司法通訳・翻訳のみでは生活が成り立たない

状況が読みとれる。

### 3.1.2 通訳言語

回答者の第一言語（N=39）は、①日本語が31人（79.5%）、②日本語以外が6人（15.4%）、③日本語とそれ以外の言語を同程度に運用できるという回答が2人（5.1%）であった。日本語を第一言語とする回答者の割合は、2012年（N=101）は56人（55.4%）、2017年（N=36）は36人（65.5%）で、回数を重ねるごとにその割合が増えてきた。

回答者の通訳言語（複数回答）（N=39）は、最多が①英語15人（38.5%）、次いで②スペイン語8人（20.5%）、③インドネシア語5人（12.8%）と続く。2012年・2017年と異なり、中国語（北京語）と韓国・朝鮮語が上位3言語に入らなかったが、回答者数が少ないことから、この結果のみをもってこれらの言語の法廷通訳人が減少しているといった評価はできない。また、上記の「通訳言語」の質問は複数回答可であるため、法廷通訳人のなかには日本語、英語に加えてそれ以外の言語の通訳が可能な通訳人が少なくなく、英語の回答の割合が高くなっていると推察される。

### 3.1.3 入職動機・法廷通訳キャリア

回答者が法廷通訳をはじめたきっかけ（N=39（複数回答可））は、①「自分から裁判所に連絡をとり希望した」が最多で23人（59.0%）、次いで②「家族や友人・知人からの紹介」が10人（25.6%）、③「学校・大学の先生からの紹介」が3人（7.7%）であった。2012年・2017年の調査と比べて、自分から裁判所に連絡をとり希望した回答者の割合が高く、家族や友人・知人からの紹介やその他（裁判所からの依頼、検察庁からの紹介等）は低かった。

回答者が法廷通訳をはじめたときに魅力に感じたこと（N=39（複数回答可））は、①「自分の能力が生かせる」との回答が最多で30人（76.9%）、次いで②「社会貢献ができる」が27人（69.2%）、そして③「外国語と日本語ができる者としての使命感」が23人（59.0%）であった。回答者の8割近くがやりがいや使命感の下に法廷通訳を始めている。2012年・2017年の調査時もこれらの動機により始めた方が過半を占めたが、2022年の調査では、2012年・2017年の調査よりもさらにその割合が高くなった。今回の調査は、やりがいや使命感を感じて自ら法廷通訳を始めた方の回答がとりわけ多かったといえよう。

回答者の法廷通訳開始年（N=39）は1970年代から2020年代までの広い範囲にわたり、最多が①1990年代の16人（41.0%）、次いで②2000年代の12人（30.8%）、③2010年代の6人（15.4%）であった。回答者の公判担当事件数（N=39）もさまざまで、1-10件6人（15.4%）、11-20件7人（17.9%）、21-50件6人、51-100件6人、101-200件6人、201件以上8人（20.5%）であった。自分のことを法廷通訳人としてベテランだ

と思うかビギナーだと思うかという質問に対しては (N=39)、ベテランだと思う回答者が13人 (33.3%)、中堅だと思う回答者が20人 (51.3%)、ビギナーだと思う回答者が6人 (15.4%) であった。回答者のこのような傾向は2012年・2017年の調査とほぼ同様である。

そのうち裁判員裁判での法廷通訳を経験したことのある通訳人は (N=39)、約半数の19人 (48.7%) にのぼった。2017年の回答者よりも経験者の割合は減少したが (2017年は29人 (52.7%) (N=55))、それぞれの担当件数は増えているようであり、回答者のうち4名が21-30件、うち1名は50件以上担当していると回答している。

また、2012年・2017年調査と同じく、回答者の少なくとも7割以上 (N=39 (複数回答可)) が、法廷通訳だけでなく、拘留所 (29人 (74.4%))、警察 (26人 (66.7%))、検察 (26人 (66.7%)) での司法通訳を経験していた。

さらに、2022年調査では、新たに「あなたは、現在も法廷通訳をしていますか。それとも、すでに辞めていますか。」と質問したところ (N=39)、回答者のうち4人 (10.3%) がすでに法廷通訳を辞めており、9人 (23.1%) が辞めたともいえないが現在も法廷通訳をしているとは答えがたい (選択肢は「自分ではどちらかがわからない (しばらく依頼がない等) 」) と回答した。

### 3.2 法廷通訳人の疲れと負担

法廷通訳で疲れやストレスを感じたことが「よくある」「たまにある」と回答した回答者は (N=35)、2012年・2017年の調査に引き続き、9割弱 (31人 (88.6%)) にのぼった (2012年 (N=101) は88人 (87.2%)、2017年は49人 (89.0%))。法廷通訳人の疲れやストレスは調査開始以来、まったく軽減されていない。

回答者は、疲れやストレスを感じると (N=35 (複数回答可))、2012年・2017年の調査での回答と同様に、①集中力が途切れやすくなったり (20人 (57.1%))、②小さな訳し落としをしたり (15人 (42.9%))、③単語がとっさに出て来ず苦労したり (13人 (37.1%))、④ミスをしなにか不安になる (13人 (37.1%)) 等の不利益が生じることを指摘している。

また、法廷通訳人は引き続き心理的負担も感じている。「法廷通訳をしていて、以下のような心理的負担を感じたことはありますか」 (N=35 (複数回答可)) との質問に対する回答は、2012年・2017年と同じく、①「公開の場で通訳することに、プレッシャーを感じる」が最多の17人 (48.6%)、②「誰かに誤訳や訳し落としを指摘されて、批判を受けるのではないかと不安に思う」が16人 (45.7%)、③「自分の誤訳や訳し落としにより、他人の人生が左右されることに不安を覚える」が13人 (37.1%) となった。2017年の回答と比べるとその割合はいずれも4~16%以上減少したものの、2012年の調査と同水準の割合を示している。心理的負担もここ10年間でとくに軽減されてはいないといえる。



### 3.3 訳しやすい／訳しにくい日本語

法曹三者の発言が訳しにくいと感じることが「よくある」「たまにある」と答えた回答者の割合は (N=35)、「よくある」が10人 (28.6%)、「たまにある」が22人 (62.9%) で、併せて9割以上にのぼった。この状況は、「よくある」「たまにある」の回答の割合も含め、2012年・2017年調査からほぼ変わりがない。

法曹三者のうち、比較的わかりやすい、訳しやすい話し方をするのはどの立場の人かとの質問に対しては、2012年・2017年と同じく、裁判官 (19人 (54.3%)) (N=35) との回答が最多であった。それに対し、最もわかりにくい、訳しにくい話し方をする回答されたのは、こちらも2012年・2017年と同様、検察官である (21人 (60.0%))。

どのような話し方がわかりやすさを感じさせるのかとの質問には (N=35 (複数回答可))、①「主語と述語が明確である」(25人 (71.4%))、②「ひとつのセンテンスが短い」(24人 (68.6%))、③「通訳人に気配りをしてくれる」(23人 (65.7%))、④「何をどう聞き出したいかなど、発言の意図が明確である」(21人 (60.0%))、⑤「わかりやすい語彙の使用」(20人 (57.1%)) といった選択肢に、多くの回答が集まった。順位には多少の上下はあるものの、2012年・2017年調査の回答と2022年調査の回答とでそれほどの相違はない。

それに対し、どのような話し方が、わかりにくさを感じさせるのかとの質問に対しては (N=35 (複数回答可))、①「ひとつのセンテンスが長い」(24人 (68.6%))、②「主語がないなど、わかりにくいセンテンスで話す」(24人 (68.6%))、③「センテンスの構造がわかりにくい」(22人 (62.9%))、④「何をどう聞き出したいかなど、発言の意図がはっきりしない」(21人 (60.0%)) といった選択肢に回答が集まった。こちらも順位には多少の上下はあるものの、2012年・2017年の調査結果と2022年の調査結果とでそれほどの相違はない。自由解答欄においては、主語・述語を明確にするとともに、二重否定を回避してほしいといった意見が複数みられた。

### 3.4 法廷通訳人の報酬

法廷通訳人の通訳報酬については (N=35)、「どちらかといえば少ない」との回答が20人 (57.1%)、「少ない」が7人 (20.0%) で、8割弱 (77.1%) が少ないと回答した。2012年調査で「どちらかといえば少ない」「少ない」と回答した者の割合 (N=100) は67% (67人)、2017年調査 (N=54) では63% (34人) であることと比較すると、10%以上、報酬を少ないと感じる者の割合が増加した。

その理由として指摘されたのが (N=27)、2012年・2017年と同じく、①「公判の前に関係書類 (冒頭陳述・論告・弁論等) を翻訳する時間と労力に、報酬がない」こと (24人 (88.9%))、②「責任の重さに比べて、報酬が低い」こと (20人 (74.1%))、③「他の通訳の仕事 (会議通訳等) と比べて、報酬が低い」こと (15人 (55.6%))



である。2012年・2017年の調査と比べて、「公判の前に関係書類（冒頭陳述・論告・弁論等）を翻訳する時間と労力に、報酬がない」ことに問題を感じる回答者の割合が、10%程度増加した（2012年（N=67）は79.1%（53人）、2017年（N=35）は74.3%（26人））。

そのほか通訳報酬に関する問題として指摘されたのは（N=35）、こちらも2012年・2017年と同様、①通訳料の算定基準が曖昧（25人（71.4%））、①「通訳料の明細がわからない」（25人（71.4%））、③「能力の差が報酬に反映されず、ビギナーもベテランも拘束時間により同じ報酬である」（16人（45.7%））といった点である。

2022年現在も、2012年・2017年と変わらず、法廷通訳人に対し、労力・時間・責任に見合った適正な報酬が支払われているとは言い難く、またその基準も明細も不明瞭な状況が継続しているといえる。

### 3.5 研修（森）

2017年の調査では新たに裁判所主宰の通訳人研修に関する質問項目を設けた。回答者（N=54）全体の78%（42人）が研修を経験し、受講生としての参加（N=34）では91.1%（31人）、講師としての参加（N=26）では76.9%（20人）が研修を有意義だととらえていることが明らかになった。

2022年の調査でも研修について尋ねたところ、回答者（N=35）には、受講生として研修に参加した人が14人（40%）、講師として参加した人が4人（11.4%）、両方の立場で参加した人が11人（31.4%）おり、全体の82.8%が研修を経験していた。受講生として参加（N=28）では20人（80%）が、また講師としての参加（N=15）では12人（80%）が、「非常に有意義」または「有意義」と回答した。有意義だと考える理由としては、2017年の調査同様、受講生・講師ともに、他の通訳人や裁判官との交流を挙げた人が目立った。受講者のなかには模擬裁判やフィードバックを理由に挙げた者もいた。その一方で、講師や他の受講者のレベルに疑問を覚える回答者も見られた。また自由回答では、能力向上のために研修を増やしてほしいという意見もあった。

本調査の回答者の8割以上が自身のことをベテランあるいは中堅の通訳人ととらえているが、経験が豊かな通訳人も含め少なくない通訳人が、研修を通してさらなる能力向上を図ることを希望しているようである。

### 3.6 小括

質問紙調査の回答からは、法廷通訳人の体力的・心理的負担は2012年・2017年調査からとくに改善しておらず、法廷通訳人は引き続き重い負担を感じていることが明らかになった。また、疲れや負担を増幅させる要素である法曹三者の日本語の運用状況にも、大きな改善はみられない。さらにその報酬についても、金額の面でも運用の面でも2012年から指摘されてきた問題が継続している。質問紙調査の回答を見る限り、

2022年法廷通訳の仕事に関する調査：2012年・2017年の調査結果との比較

全体として法廷通訳人の負担感は続いており、軽減の傾向はみられない。

#### 4 グループインタビュー調査結果（高畑・森）

2022年調査では、アンケート回答者のなかから承諾が得られた12名を3つのグループに分けて、2022年9月6日・16日・17日にオンラインでグループインタビューを行った。テーマは「通訳人の負担感」「裁判所が行う通訳人研修」「コロナ禍での法廷通訳」「その他」であった。その結果、おもに以下の7点が裁判所への要望として出された。

- ①報酬基準を明確化してほしい。
- ②法廷で読み上げられる文書は1週間前までには法廷通訳人に届けてほしい。
- ③法廷で読み上げられる文書の送付方法を「電子メールも可」としてほしい。
- ④法廷通訳人と法曹三者が意見交換をする場を定期的に設けてほしい。
- ⑤オンラインでの通訳を普及させてほしい。
- ⑥法廷通訳人の研修機会を増やしてほしい。
- ⑦法廷通訳人の責めに拠らない理由（例：予定していた証人が法廷に現れない等）で公判通訳ができない場合に通訳人に報酬の補償をしてほしい。

①②③④は、2012年調査から継続して提起されている問題である（森・水野・高畑・坂巻2018; 高畑・水野・津田・坂巻・森2013）。他方、⑤⑥⑦は今回のグループインタビューで初めて出た論点である。以下に、通訳人の語りを引用しながらこれらの新しい論点について詳しく見ていく。

##### 4.1 オンラインでの通訳の普及

周知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大以後、オンラインでの会議やセミナーが普及した。また、日本全体で外国人人口が増え、過疎地や農村等、かつては外国人が少なかった地域でも外国人労働者が増えてきており、通訳人が少ない地域でも法廷通訳の必要が生じてきた。このような状況を背景として、裁判所もオンライン通訳（「ビデオリンク」と呼ばれている）の体制を徐々に整えてきている。ビデオリンクとは裁判所間の映像および通話のシステムである。通訳者は自身にとってアクセスのよい場所にある裁判所に出向き、裁判所内で指定された場所と機材を使って、他の裁判所にいる面接官と映像および音声で面談する。自宅からオンライン通訳を行う場合とは異なり、通訳人は遠隔通信ソフトの操作などの技術面に関わる必要はなく、また秘密保持や通信の安定性もある程度は保証されると考えられる。

本研究会は、いわゆるコロナ禍が司法通訳にもたらした影響を明らかにする目的で、2021年2月～10月に司法通訳の経験がある通訳人6名にインタビュー調査を行ったが、

その際に、控訴審や論告弁論をオンライン通訳で行ったケースがあるという情報が得られた。また、インタビュー協力者のなかには、オンライン通訳の実験に協力した通訳人もいた（森・水野・高畑・坂巻2022: 115）。

今回のグループインタビュー調査でも、オンライン通訳に加え、オンラインでの法廷通訳人候補者の面接と研修を経験した通訳人が存在した。

今まで駄目だと思っていたことがコロナ禍だったからできて、コロナ禍が終了してもやってもいいのではないかと思ったことがあります。それはオンラインでの通訳です。……オンライン通訳と、通訳人のオンライン面接、研修、この3つをしました。……ビデオリンクは裁判所と裁判所をつないで法廷通訳人候補者の面接で使いました。……私はそれ初めてだったんですけれども、「こちらには来なくていいので、〇〇裁判所に行ってください」と言われて、それでビデオリンクで他県の裁判官と私と、その県の裁判所に来ている候補者で三者面接をビデオリンクで行いました。それはもう本当に、交通費とか移動の負担がなかったですし、音声も全然問題なかったし、すごくすばらしいと思いました。

オンライン通訳は、通訳人が最寄りの裁判所に出向いて、別の裁判所と遠隔通信を行う方式で実施されている。この発言で指摘された通訳人候補者のオンライン面接も同様の方式である。オンライン通訳やオンラインでの面接は通訳人と裁判所の双方にとってメリットがある。通訳人にとっては、移動の負担が減り、通訳の準備に時間を使うことができ、裁判所にとっては、少数言語の通訳人を見つけやすくなる<sup>1</sup>。

なお、インタビューした通訳人からは、オンライン通訳の運用には以下のような不可解なルールがあるとの指摘もあった。

裁判所の中で Zoom を時々使うようになって、公判前（整理手続き）を行うときに、本当に30分とか20分とかのために遠隔地の地裁に行かなければいけない（という）、その無駄にようやく気づいてくださったようで、本庁と本庁（の間）は Zoom で公判前もしくは期日間（の通訳）をやってくれるようになったんです。……一度、〇〇支部で案件抱えていたことがあって、そこでの期日間を同じようにできないかって伝えたんですね。片道3時間以上かかりますし、支払われる通訳料はご存じのように30分ぶんという形だったので、（オンライン通訳を）お願いし

1 前述の2022年のインタビュー調査では、通訳人が検察庁や裁判所まで出向くのであればオンライン通訳の導入もあり得る、移動に時間とられず経費も削減できるという好意的な声があった一方で、自白事件ならばよいが、オンライン通訳はその場の雰囲気を感じながらの通訳ができないため否認事件や判決宣告にはなじまない、地方在住の少数言語の通訳人の就労機会を奪ってしまい、通訳人育成が遅れる等のデメリットを指摘する通訳人もいたことは留意するに値しよう（森・水野・高畑・坂巻 2022: 116）。

## 2022年法廷通訳の仕事に関する調査：2012年・2017年の調査結果との比較

たんですけども「支部は無理」だと。

この語りからは、オンライン通訳の導入状況に本庁と支部では異なり、現時点ではまだ調整中の部分もあることがうかがえる。在日外国人の出身国と使用言語は多様化しており、都市部から離れたところに位置する傾向にある支部ほど、法廷通訳のオンライン化は不可欠であろう。公正な裁判をどこの場所でも維持できるよう、このような状況を一刻も早く調整し、改善する必要がある。

## 4.2 研修機会の増加

3.5 で示したように、2022年の質問紙調査の回答者のうち8割近くが裁判所主催の通訳人研修に受講者または／および講師の立場で参加し、その8割弱が研修を有意義なものだと捉えていた。研修を増やしてほしいとの見解も示された。グループインタビュー調査でも、「すでに法廷通訳を行っている通訳人に対して、オンラインにより研修機会を増やす」とこと、「若手の通訳人育成のための研修の機会を設ける」とことの2点が望まれていることが明らかになった。以下は前者についての発言の一例である。

法廷通訳セミナーで、コロナ禍ということで集まりづらいということで、ビデオリンクで講師がいるところにつないで、(受講生の)みんながそれぞれの所属する裁判所のところに行って受講すると、そういう研修がありました(2022年1月)。……(口元が)見えるし、表情も見えるし、受講者はみんな1人ずつなので誰もマスクをしなくてもよくて、すごくいいですね。

各地の裁判所をビデオリンクでつないで行う研修は、前項で扱ったオンライン通訳同様、移動の負担が少なく、また参加者の交通費負担を抑えることができるなどメリットが大きく、今後の普及が望まれる。

つづいて、後者の例として、まずは通訳人候補者の減少を指摘する語りである。

ますます研修に参加する方が少なくなっていて、今年の(研修の)場合も1人だったですかね。通訳人が減っている、なり手がいないという話とものすごく絡んできて、なかなか難しい状況なんだなというのも常々思っているんです。……警察や検察のほうでやる人はそれなりにいるんだけど、そういう人たちがなかなか裁判のほうには流れてこない。(法廷通訳人は)高齢化が進んでいる、だから、今いる人が辞めて、それで終わり。新しい人が入ってこないという現状もあるのかなと。

本稿の冒頭で述べたように、通訳人候補者名簿に記載されている通訳人の数は減少している。2022年の質問紙調査の回答者は約半数が50代で、しかもすでに法廷通訳を辞めた、または現在業務に従事していないと答えた者が回答者全体の33.4%を占めていた。多言語話者がすぐに通訳ができるわけではなく、通訳ができれば法廷通訳ができるわけでもない。法廷通訳ができるようになるには継続的な研鑽が必要となる。法廷通訳人の数を維持しさらには増やしていくためには、法廷通訳の未経験者・経験者それぞれを対象とする継続的な研修の実施が不可欠であろう。しかし、研修を希望する回答者も少なくない一方、上述の語りにもあったように、そもそもその研修への参加者がわずかにとどまる現状もある。その原因はインタビューからは必ずしも明らかではなかったが、需給のミスマッチ、場所や時間による参加の難しさといった複合的な要因がありうる。いずれにせよ意義ある研修とするには、その開催方法や広報にさらなる工夫が必要といえる。オンライン研修の開催はその一つの解決策となりうるであろう。

法廷通訳人の減少には、現在、法廷通訳の資格制度がないため、法廷通訳人になるための学習方法を知る機会がきわめて少ないことも関係していると思われる。法廷通訳人養成のためテキストさえ存在しないという指摘もあった。

(法廷通訳は) 養成課程も当然ないわけですね。養成のためのテキストもないわけですので、やっぱりそこら辺をきちんと確立して、本来だったら通訳官というものがあるべきはずのものであるわけだし。そうでないと、一番犠牲になるのは被疑者、被告人だと思うので、そこら辺の整備が必要かなと思います。

これらの意見から、法廷通訳人数を維持し増加させるためには、研修を遠隔化するなどして受講しやすいものとしたり、テキストを整備したりするなど、新規参入しやすく継続しやすい学習環境を整えていく必要があるといえよう。

#### 4.3 法廷通訳人の責めに拠らない理由で公判通訳ができない場合の補償

最後に、法廷通訳人への経済的な補償の問題について扱う。3.1.1 および 3.4 では、法廷通訳が副業としてしか成立しない不安定な職業であることが明らかになった。過去の調査では冒頭陳述や論告要旨、弁論要旨などの書類の翻訳が無報酬であることが指摘されていた(森・水野・高畑・坂巻 2018: 5)。これに加えて、通訳人は「通訳をしなければ無報酬」の個人自営業であるにもかかわらず、通訳人に責任のない理由で公判が中止になってしまうケースもあり、しかもそれに対する補償がないという問題もある。

刑事事件で拘留中の被告人は期日通りに法廷に現れるが、証人はそうとは限らない。

## 2022年法廷通訳の仕事に関する調査：2012年・2017年の調査結果との比較

「裁判で証人が〇〇語なので来てください」と言われるときがあるんです。最初にその話を聞いたときに、書記官が「もし証人が来なかったら、ごめんなさいね」と言ったんです。「ごめんなさいね」の意味を、私ももっと深く追求しておけばよかったんですけども、蓋を開けてみたら（証人は出廷せず）、通訳費はなくても理解できるけれど、旅費日当すら出ていなくて、「これはどういうことか」と電話したら「来なかったときには、ごめんなさいということだったんです」と。「ごめんなさい」は「何も払いません」だったんです。でも、それ（苦情を言うの）は（案件を受けた）後になってしまったので、その件は泣き寝入りしました。

同様に、通訳人が研修の講師を依頼されて周到に準備をしていたところ、受講生が自己都合で研修に来なかったケースもあった。

（自分が講師を引き受けた研修のケースでは）受講者の数はそんなに多くなくてもやるんですね。例えば1名であるとか2名、1名でもやったり2名であるときもやるんですね。例えば最初の予定が3名で、テキストを準備してくださいと言われるんですけども、1人ややっぱり都合が悪くなりました、もう1人都合が悪くなりました。でも「1名でもやるので、予定しておいてください」と言われるんですけども、（研修の）2日くらい前になって「3人目もキャンセルになりました」と。そういうことで研修そのものがなくなったということが実は何度もありました。……意外と受講者だけでなく講師も一生懸命準備をしているので「準備の分はどうしてくれるんだ」と思ったものでした。

どちらのケースも業務が中止になったのは通訳人の責任ではないにもかかわらず準備を進め予定を空けていた通訳人に対する金銭的補償は一切なかった。法廷通訳人はしばしばこのような「理不尽」に付き合わされてきた。グループインタビューにおいては、通訳人はまるで機械であるかのように扱われているとも指摘されている。このような「理不尽」が放置されているのは、法廷通訳人のなり手はますます減るであろうし、通訳人の通訳能力のレベルアップを期待するのは難しくなるであろう。

#### 4.4 小括

グループインタビューで語られたのは、オンライン通訳への期待と、通訳人の後進育成の願い、そして通訳人への不条理な待遇の継続であった。前二者は裁判所のデジタル化として次項でふれることとしたい。3点目の「通訳人の責めに依らない理由での不払い」は、通訳者の時間と労力と気力を奪うものである。これらは、法曹三者の法廷通訳人に対する根本的な理解に起因するところといえるが、裁判所のデジタル化で解決しうる部分もあるであろう。法廷通訳人の減少やレベルの低下は公正な裁判を



損ないうるものである。公正な裁判の維持確保のため、デジタル化も含めさまざまな方法を駆使して、法廷通訳人の待遇を改善していくことを強く望む。

## 5 おわりに——10年間積み残された課題とデジタル化への期待（高畑）

以上より、①在日外国人の増加にともない法廷通訳ニーズの高まる可能性が高いこと、②2012年・2017年・2022年の3度の調査に渡り、法廷通訳人への待遇が改善されておらず、労力・時間・責任に見合った報酬が支払われず、かつ、報酬の支払い基準が不明瞭なままであること、③裁判所のデジタル化に、何らかの解決策が見出せると考えられること、の3点を示した。以下に③を中心に論じたい。

現在、法務省では裁判所のデジタル化を審議中である。法務省の法制審議会の刑事法（情報通信技術関係）部会では2023年7月から12月までに合計15回の会議が行われた。12月18日に行われた第15回会議の議題は「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について」であり、事務局作成の要綱（骨子）案を部会の意見として、法制審議会（総会）に報告することが決定された。その要綱（骨子）案のなかに、「通訳を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充」が含まれる。具体的には以下のとおりである（法務省2023: 22）。

(1) 裁判所は、通訳人（国内にいる者に限る。以下同じ）に通訳をさせる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって適当と認めるものに通訳人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によって、通訳をさせることができるものとする。

(2) 裁判所は、通訳人に通訳をさせる場合において、やむを得ない事由があり、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって適当と認めるものに通訳人を在席させ、裁判所、検察官並びに被告人及び弁護人が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をするのできる方法によって通訳をさせることができるものとする。

上記の(1)は「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法」、一般的にはZoomやTeams等のアプリを使って行うオンラインミーティングでの通訳を可能にするという提案、そして(2)は「音声の送受信により同時に通話をするのできる方法」、すなわち映像なしで電話等でも通訳を可能にするという提案である。上記の要綱（骨子）案にある「同一構内以外の場所」とは、通訳者の自宅等でも可能かもしれないが、実際には守秘義務等の観点から「通訳者にとってアクセスのよい場所にある裁判所」になると思われる。グループインタ



## 2022年法廷通訳の仕事に関する調査：2012年・2017年の調査結果との比較

ビュー調査結果で言及された、通訳人候補者の面接でのビデオリンクの利用は(1)に当たる。

オンラインでの法廷通訳は、これまで本研究会が指摘してきた諸課題の解決策のひとつになりうる。通訳人にとっては長距離移動に伴う時間と労力が軽減され、裁判所にとっては遠隔地にいる少数言語の通訳者に依頼しやすくなり、交通費がかからないためコスト削減となる。裁判所間をつなぐビデオリンクによるオンライン法廷通訳には、グループインタビュー調査結果で指摘された通り、本庁間だけでなく支部間でも可能となるよう、整備が望まれる。

残された課題は、研修機会の増加と、通訳人の能力に応じた報酬体系の整備である。前者は各言語の通訳能力を磨く作業はオンラインで行い、法廷での通訳実習は対面で行う等、オンラインと対面の併用が可能であろう。後者は長年積み残された課題である。法廷通訳人の数とレベルを維持するには、資格制度の導入が最適解であろう。能力に応じた適正な報酬を得て、法廷通訳で生活が成り立たせることができ、今後も法廷通訳を続ける意欲をもつことのできるような制度をぜひ実現してほしい。法廷通訳人は公正な裁判の実現の不可欠な存在である。その人数の減少とレベルの低下は司法の適正な運営を損なうことを十分に理解すべきである。

本研究会では2012・2027・2022年度、これまで合計3回にわたる法廷通訳人アンケートを実施してきた。この10年で、法廷通訳のオンライン化という変化が見えつつあるが、法廷通訳が能力判定も報酬体系もあいまいである点は変化がない。そして、この10年で回答者の高齢化が見られた。通訳を必要とする被告人がいる事件は、法廷通訳人なしでは開廷できない。在日外国人の増加が社会の必然となった今、法廷通訳は彼ら／彼女らの権利を守るための当然のインフラである。その担い手である法廷通訳人が適切に能力を評価され報酬を受けとり仕事として継続することの必要性を、改めて強調したい。

## 参考文献

最高裁判所事務総局刑事局（2023）『ご存じですか法廷通訳』最高裁判所。

最高裁判所事務総局刑事局（2013）『ご存じですか法廷通訳』最高裁判所。

坂巻静佳（2016）「刑事裁判手続において通訳の援助を付する自由権規約上の義務の射程」水野かほる・津田守編『裁判員裁判時代の法廷通訳人』、大阪大学出版会、267-307頁。

出入国在留管理庁（2023）『2023年版 出入国在留管理』

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407633.pdf>

高畑幸・坂巻静佳・森直香・水野かほる（2022）『2022 法廷通訳の仕事に関する調査報告書』静岡県立大学法廷通訳研究会。

<https://u-shizuoka-ken.repo.nii.ac.jp/records/5356>

高畑幸・水野かほる・津田守・坂巻静佳・森直香 (2017) 『2017 法廷通訳の仕事に関する調査報告書』静岡県立大学法廷通訳研究会。

<https://u-shizuoka-ken.repo.nii.ac.jp/records/4541>

高畑幸、水野かほる、津田守、坂巻静佳、森直香 (2013) 『2012 法廷通訳の仕事に関する調査報告書』静岡県立大学法廷通訳研究会。

<https://u-shizuoka-ken.repo.nii.ac.jp/records/4540>

高畑幸、水野かほる、津田守、坂巻静佳、森直香 (2013) 「法廷通訳人の仕事に関する実態調査」『国際関係・比較文化研究』第12巻第1号、177-189頁。

日本政府観光局 (JNTO) (2023) 『国籍/月別 訪日外客数 (2003年-2023年) (PDF)』

[https://www.jnto.go.jp/statistics/data/since2003\\_visitor\\_arrivals\\_October\\_2023.pdf](https://www.jnto.go.jp/statistics/data/since2003_visitor_arrivals_October_2023.pdf)

法務省 (2023) 『法制審議会一刑事法 (情報通信技術関係) 部会第15回会議 (令和5年12月18日開催) 要綱 (骨子) 案 (PDF)』

<https://www.moj.go.jp/content/001408236.pdf>

森直香・水野かほる・高畑幸・坂巻静佳 (2022) 「ポスト・コロナ時代の司法通訳のあり方に関する予備的考察」『国際関係・比較文化研究』第20巻2号、105-118頁。

森直香・水野かほる・高畑幸・坂巻静佳 (2018) 「法廷通訳の仕事に関する実態調査：2012年と2017年の調査から」『比較文化研究』No. 131、1-11頁。